

来年度以降の課題と展開

昨年度から今年度にかけて、ニホンジカの保護管理に関する重要課題について整理を行い、課題に関するアンケートを実施し現状の概況把握を行った。

依然多くの計画では、毎年の捕獲目標頭数は生息状況調査の結果からシミュレーションを実施し設定根拠としているにもかかわらず、個体数の低減に至っていないケースが多い。また、目標捕獲頭数を達成しているにもかかわらず、個体数の低減に至っていないケースも見られた。

個体数の低減に至らないことに関する課題は多岐にわたるが、特に直近の課題となるのは、可能な限り実情に近い個体数を把握することにより個体数低減のために必要な捕獲規模を明らかにし、その捕獲を実行していく体制の整備を行うとともに、捕獲実施後の評価を行うことである。

今後、「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン」の見直しが行われる可能性があることから（第11次鳥獣保護事業計画が平成28年度末に終了）、どの部分に着目し、何を明らかにしていく必要があるか検討しておく必要がある。

【来年度以降の展開】

1. 捕獲体制（人材等）の整備

各地域の個体数・密度の動向傾向の状況から考えると、現在の捕獲数を上回る捕獲数が必要であり、これに対応する捕獲圧が要求される。捕獲者の高齢化と減少は進行していることから、捕獲者の減少を抑えるとともに、限られた捕獲者の力を最大限活用していく必要がある。

（1）状況に応じた捕獲の実施に必要な担い手の確保について

①自衛等を目的とした新規の担い手

いくつかの地域では、狩猟免許の新規取得の推進が行われており、免許取得後の技術講習やマニュアルの作成が行われている。これらの取り組み状況と取り組みにあたっての実用上・安全上の留意点等について検討を行う。

②地域に密着した捕獲の担い手

高齢化や大量の捕獲の要求が高まる中、現在の捕獲の中心的役割を担っている狩猟団体や捕獲隊が直面している課題等について情報収集し、効率的捕獲についての検討を行う。

③特別な地域・条件下での捕獲の担い手

アクセスの悪い地域など、特別な条件下における捕獲の必要性が高まっており、いくつかの地域で試行的に捕獲の取り組みが行われている。事例を整理し、今後の取り組み方について検討を行う。

(2) 必要とされる捕獲のコーディネート

保護管理の捕獲のコーディネートでは、施策の目的を十分理解し、生息状況、被害の状況、捕獲者の状況等多岐にわたる地域の実情を熟知し、ニホンジカの特徴をふまえた上でどのようなことをするべきか判断することが必要である。

現状では、関係する地方自治体行政担当者、研究者、捕獲者等ができることを行っているのが実情である。それぞれの得意とする部分と役割分担を明確にし、体系化することにより、実効性を持ったものになると考えられるが、場合によってはそれらを主導的に行うコーディネーターが必要となる。捕獲の担い手が、施策を反映し最大限の捕獲能力を発揮するために必要なコーディネート内容等について検討を行う。

2. ガイドラインの見直しを視野に入れた検討

保護管理には不確実性が伴うため、順応的管理すなわち PDCA サイクルの活用が求められている。特定計画における PDCA サイクルは、階層的な PDCA サイクルによって構成されるため複雑であり、十分に PDCA サイクルが機能していないのが現状である。

特に重要な課題について焦点をしぼり、具体的な PDCA サイクルのあり方について検討を進める。

主要課題と現状

| 主要課題 | 現状（アンケート等での傾向） |
|---|---|
| 課題1 個体数の低減が達成されていない | |
| 1) ほとんどの地域で捕獲総数が不足している。またメスの捕獲比率がまだ低い地域がある。 | 多くの計画で生息数・密度の動向は、減少・低下に至っていない。捕獲数の増加が必要と認識されている。メスの捕獲比率は、4割の計画で捕獲数の半分に達していない。 |
| 2) 現行制度の下での狩猟の規制緩和の効果が限界に近づきつつある可能性がある。また、狩猟者の減少と高齢化の進行による捕獲の担い手減少により、将来的に捕獲数増加が期待できなくなる。 | 狩猟期間中のメスの捕獲規制の緩和は、ほとんどの計画で無制限としている。捕獲の主力は、狩猟から許可捕獲に移りつつある。新規免許取得者の確保などの取り組みは行われているが、その効果の把握には至っていない。 |
| 3) 分布周辺や新たな分布拡大地域での対応が遅れている。 | 「低密度生息地における効率的な捕獲方法の検討」といった地域の特徴に特化した取り組みは少ない。被害に対する危機感が薄い、などの認識の不足が特徴としてあげられた。 |
| 4) 高山帯をはじめとしたアクセスの困難性、土地の所有権や管理権などの社会的要因により捕獲が進まない地域がある。このような場所が供給地となり個体数を抑制できない場合がある。 | 管理上の理由が障害となっている場合は土地所有者、管理者自身による捕獲が求められ、地形上の理由が障害となっている場合には捕獲技術の改善、体制整備を求められている。 |
| 課題2 特定計画における目標設定と目標の具体化に問題のあるケースが見られる | |
| 1) 被害や生態系への影響をある水準まで低減することが本質的な目標、密度や個体数の目標はその目安、捕獲数目標はそれを達成するためのもの、といったことが正しく認識されていないことから「目標」の取り違えがある。 | 計画目標である被害や生態系影響の軽減目標について明確となっていない場合、定量的評価基準を明確にできないことが多くの計画で課題である。多くの計画で毎年の捕獲目標数は明確にされており、現地調査に基づく根拠を持つ目標数であることが多かったが、その一方で、生息数・密度が上昇傾向にあり、捕獲数の増加が必要とされているケースが多く見られることから、各自治体が想定している以上の過小評価（不確実性）や目標捕獲数に対する捕獲実績の不足が生じていると推察される。 |
| 2) 総数としての捕獲目標はあっても、年度別や地域別にどう進めるかといった内容の具体化が行われていないケースがある。 | 具体化されていない計画が約半数を占める。地域ごとの個体数推定ができない（データがない、精度不十分）といった技 |

| | | |
|--|--|--|
| | | 術的課題のほか、市町村で有害捕獲を担っている事に由来する体制的課題がある。 |
| | 3) 推定個体数の不確実性および過小推定の可能性を織り込んだ計画の遂行が必要である。 | 個体数（指標）の幅を持たせて示す、推定値の上限値を目標とする、毎年見直しをする、複数の指標に基づくなどの対応が図られていた。考慮していない場合の問題として、モニタリング結果から過小推定であったことが推察されている、等の回答があった。 |
| | 4) 被害防除が重要であることは当然であるが、個体群管理や被害防除施策に活かすことができる被害動向の把握を行うことが、まず必要とされる。 | 多くの計画で集落単位での被害レベルや被害防除体制の経年的把握は行われていなかった。 |
| 課題3 科学性と計画性を持った充実した管理計画の策定と施策実施という点で改善が必要な課題や地域が多い | | |
| | 1) 計画策定が行政的なルーチン作業化している地域が見られる。 | 検討評価のための作業グループは設置されていてもモニタリング結果の科学的評価が十分に行われている場合は少なく、データ不足等の別の要因で“十分な”評価に至っていない可能性がある。 計画の見直し内容は、各項目の中でも捕獲に関する事項に偏る傾向があった。 |
| | 2) 県・市町村・国（環境、林野等）などの機関間、行政の部局間、隣接する市町村や都府県などの地域間の調整と連携がまだ十分とられていない。 | 特に特定計画と被害防止計画の連携状況を見ると、連携している場合の内容は、目標捕獲頭数の整合であり、連携できていない場合は、特措法の制度目的、部局が異なること等が課題となっていた。 |
| | 3) 計画を実行するために、コントロールをはじめとした管理の担い手確保、広域捕獲体制作り、地域のコーディネーター育成、新しい捕獲技術の導入と普及などの取組が行われてきたが、まだその広がりや成果は限定的である。 | 担い手確保が進んでいる場合の有効施策は、免許試験回数を増やす、研修会等の開催などであった。進んでいない場合の理由は、銃所持規制や高齢化が捕獲の担い手確保の障害になっていることや、ノウハウが無い、コーディネーターの職枠がないなどであった。 |
| 課題4 モニタリングは特定計画の策定と実行に必要な作業として定着しているが、予算削減を背景として縮小が進み、科学性の確保に支障が生じている。また、データの必要性の優先度を考慮した適切なモニタリングが求められている | | |
| | 1) モニタリングのあり方に対する理解が不十分なため、必要なモニタリングが行われなかったり、得られたデータが活用できなかったりするケースが多い。 | 狩猟に比べ許可捕獲は捕獲に関する情報（性別、CPUE、SPUE）収集状況が十分でない。 |

| | | |
|--|--|---|
| | 2) モニタリング結果を施策の実行と計画の修正に活かしきっていないケースが見られる。 | 個体数・密度の低減が進まず、捕獲が不足している現状は、モニタリング結果が施策の実行と計画の修正に十分活かされていないことの現れである可能性がある。 |
|--|--|---|